

(別記)

令和6年度世羅郡農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状，地域が抱える課題

○令和5年度における，営農計画書提出の水田面積(2,501ha)に占める主食用米面積(1,640ha)割合が67.9%となっており，転作作物は「野菜・飼料用米・大豆・WCS用稲・麦・加工用米・飼料作物」が中心である。

○認定農業者(水田保有・集落法人含む)が水田面積45.9%(1,148ha)を集積しているものの，高齢化等により今以上に集積することが困難な状況もある。

個人農家についても，高齢化・後継者不足により営農継続が難しく，農地を貸し出すにも圃場条件等で借り手がいないケースも多々あり，不作付地が拡大している要因の一つである。

また，有害鳥獣被害対策を講じているものの被害は深刻化しており，営農意欲の減退や米の価格の先行き不安も相まって不作付地が拡大している。

2 高収益作物の導入や転作転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○町指定の振興作物「キャベツ・アスパラガス・白ねぎ・ぶどう」を中心に面積の維持拡大を図りながら，農家所得の向上を推進する。

さらに，基盤整備事業において「推進計画」に位置付けられた地区等を中心に，推進品目の軟弱野菜(広島菜等)の生産拡大や「えだまめ」の産地化に向けた技術の向上支援を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○多面的機能を維持(水源涵養機能・洪水防止機能等)していくため，現状の水田維持に向けた取組を推進する。

畑地化に向けては，計画的な農地集積・集約化を図るため関係機関や法人等が連携して支援内容に関する情報提供等を実施する。さらに野菜や果樹等の高収益作物を適切に組み合わせ，水田農業の省力化・高収益化に向けて取組を推進する。合わせて，畑作物のみの作付を行っている農家等への畑地化への指導を強化推進する。

また，ブロックローテーション体系については，「水稲と麦・大豆」を組合わせた取組が実施されており，さらなる取組の拡大に向けて推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

県内では良食味・良品質の産地として評価を得ており，特に「世羅産コシヒカリ」は需要が多く積極的な作付け・販売展開を目指す。さらに，生産条件にあった品種選定と消費者動向に対応した生産を推進する。

さらに，今後，需要が見込まれる中食・外食用途へ収量性の高い品種への生産拡大に向

けて、特に、耐倒伏性・良食味の「あきさかり」と「つきあかり」の栽培を継続・拡大と、付加価値のついた販売戦略を推進する。

(2) 備蓄米

食料保有の観点から備蓄米は必要と考えるが、米の消費量の減少から主食用米において対応できることが考えられるため、実施を見合わせることにする。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、実需者である養鶏業が盛んであり、「粳」での流通利用体制も整備されている。さらに、乳用牛飼育等から玄米供給での要望もあり畜産農家と耕種農家とのマッチングの必要もある。

一方、全国的には飼料用米は不足している状況下であり、多収性品種による需要に見合った生産量確保を推進する。

特に、コロナ禍の影響から、酒造用かけ米など加工用米の需要が減少していることから、飼料用米への転換・面積拡大を推進する。

イ 米粉用米

県内外製粉業者から増産要望もあり、地場消費と合わせてより安定的な生産・供給を図るため取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

県内需要生産を最重要視するが、全国的な需要動向から輸出用米の新たな市場開拓米について推進する。

エ WCS 用稲

地域内で、耕畜連携作物として組織的に需給調整が図られており、県内向け飼料として要望もあり、栽培面積の拡大を推進する。

また、「細断型」で処理を希望する畜産農家が多く機械導入と併せて、獣被害防止のための早生品種導入、刈取期の悪天候による品質不良対策を推進する。

オ 加工用米

県内酒造会社及び県外冷凍米飯メーカーからの需要は微増傾向にあり栽培面積の拡大を推進する。

新型コロナウイルスの影響により需要量が減少している。特に醸造用(かけ米)が減少しており、飼料用米への転換を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、土地利用型作物として重要な位置づけにある。

「水稻＋麦・大豆」の二年三作体系が定着し、集落法人の体系の維持・拡大を推進する。

麦は湿害に弱く、天候不順等により収量・品質が不安定になりやすいため、標高が高い当地域では収量水準が低い等課題がある。

さらに、健康志向の「もち麦」が供給過多の状況にあり、需要に対して生産過多の品種から供給不足の品種への、作付転換・栽培面積の拡大を推進する。

大豆は、県内で「量と質」が揃った産地として評価を受けており、供給数量・価格の安定・栽培面積の維持を推進する。

品種については、梅雨明け播種が可能な「あきまる」に転換し、播種期の課題は

軽減されたが、収穫期が遅いことによる獣被害が発生・増加しているため被害対策を講じる必要がある。

飼料作物については、畜産農家との安定した契約栽培がなされており、排水対策等の基本技術の励行により現状の栽培面積・品質を維持し需要に応じた生産を推進する。

(5) そば、なたね

気象条件による作柄の年次変動が大きく、生産量が不安定なことから、排水対策の徹底を行い収量・品質の向上を図り、地場消費を基本に生産を推進する。

(6) 地力増進作物

計画的な地力増進作物の導入により「土づくり」を行い、高収益作目を中心に面積の拡大に向けて取り組む。

地力増進作物は「すき込み」を前提とし、広島県水田収益力強化ビジョンに定めた作物(トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソンクローバー)とする。

(7) 高収益作物

町の振興作目である「キャベツ、アスパラガス、ぶどう」を中心に面積の維持・拡大を推進する。

・キャベツは、栽培面積が減少傾向にあるため需要に応じた生産拡大を推進する。

・アスパラガスは、地域特産物として高い評価を受けているものの、生産者の高齢化により栽培面積減少が懸念されているため、新たな担い手の確保に向けて「JA尾道市の生産部会等」を中心に面積維持・拡大を推進する。

・白ねぎは、転作野菜として労働力に余裕がある冬期に導入する作物として推進する。

・ぶどうは、醸造用を中心に高品質・醸造量確保に向けた生産を維持・推進する。
生食用では、冷蔵施設の活用や標高が高いことを生かした「遅出しの有利販売」ができるため、栽培面積の維持・拡大を推進する。

さらに、県の重点品目以外の「野菜・花き・果樹」については、産直市場、道の駅、JA直売所、大規模商業施設内のインショップ、商業施設等への流通体制の確立と合わせ、少量多品目と安定供給確保のため、契約取引を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

| 作物等 | 前年度作付面積 | | 当年度の作付予定面積 | | 令和8年度の作付目標面積 | |
|------------|---------|-----------|------------|-----------|--------------|-----------|
| | | うち 二毛作 | | うち 二毛作 | | うち 二毛作 |
| 主食用米 | 1640.4 | | 1691.0 | | 1700.0 | |
| 備蓄米 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 飼料用米 | 50.5 | | 47.8 | | 50.0 | |
| 米粉用米 | 2.8 | | 2.8 | | 3.0 | |
| 新市場開拓用米 | 3.9 | | 3.9 | | 4.0 | |
| WCS用稲 | 40.2 | | 50.0 | | 40.0 | |
| 加工用米 | 24.5 | | 25.0 | | 25.0 | |
| 麦 | 60.1 | 23.2 | 63.0 | 30.0 | 65.0 | 20.0 |
| 大豆 | 54.7 | 23.0 | 55.0 | 30.0 | 55.0 | 20.0 |
| 飼料作物 | 38.2 | 5.5 | 30.0 | 10.1 | 25.0 | 10.1 |
| ・子実用とうもろこし | 0 | | 0 | | 0 | |
| そば | 0.4 | | 0.7 | | 0.5 | |
| なたね | 0 | | 0 | | 0 | |
| 地力増進作物 | 2.8 | | 3.0 | | 5.0 | |
| 高収益作物 | 95.6 | 2.7 | 92.0 | 3.0 | 88.0 | 3.0 |
| ・野菜 | 75.0 | 2.7 | 79.0 | 3.0 | 80.0 | 3.0 |
| ・花き・花木 | 3.3 | | 3.0 | | 3.0 | |
| ・果樹 | 17.3 | | 10.0 | | 5.0 | |
| ・その他の高収益作物 | 0 | | 0 | | 0 | |
| その他 | 6.0 | 0 | 6.0 | 0 | 7.0 | 0 |
| ・小豆 | 6.0 | 0 | 8.0 | 0 | 7.0 | 0 |
| 畑地化 | 6.9 | | 18.7 | | 12.0 | |

6 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理 番号 | 対象作物 | 用途名 | 目標 | 目標 | |
|----------|----------------------------|--------------------------|--------|----------------|----------------|
| | | | | 前年度（実績） | 目標値 |
| 1 | 大豆（二毛作） | 二毛作助成 （麦あと大豆） | 作付面積 | （2023年度）22.9ha | （2024年度）25.0ha |
| 2 | 麦・飼料作物 （二毛作） | 二毛作助成 （麦、飼料作物） | 作付面積 | （2023年度）28.5ha | （2024年度）30.0ha |
| 3 | キャベツ | キャベツ新規・増反助成 | 新規増反面積 | （2023年度）1.6ha | （2024年度）1.8ha |
| 4 | アスパラガス | アスパラガス新規・ 増反助成 | 新規増反面積 | （2023年度）0.2ha | （2024年度）0.5ha |
| 5 | 白ねぎ | 白ねぎ新規・増反助成 | 新規増反面積 | （2023年度）0.7ha | （2024年度）0.5ha |
| 6 | ぶどう | ぶどう新規・増反助成 | 新規増反面積 | （2023年度）0.4ha | （2024年度）0.5ha |
| 7 | 野菜・花き・果樹・その他 （県重点品目を除く） | 野菜・花き・果樹助成 （県重点品目を除く） | 作付面積 | （2023年度）31.1ha | （2024年度）30.0ha |
| 8 | 野菜・花き （県重点品目を除く） | 契約野菜等助成 （県重点品目を除く） | 作付面積 | （2023年度）1.4ha | （2024年度）1.5ha |
| 9 | （1）飼料作物 （2）粗飼料作物等 | 耕畜連携助成 | 作付面積 | （2023年度）59.2ha | （2024年度）59.0ha |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：広島県

協議会名：世羅郡農業再生協議会

| 整理番号 | 用途※1 | 作期等※2 | 単価 (円/10a) | 対象作物 ※3 | 要件等 ※4取組目標値 |
|------|--------------------|-------|---------------|--------------------------------|---|
| 1 | 二毛作助成(麦あと大豆) | 2 | 33,000 | 大豆(二毛作) | 「麦あとに大豆」を作付する二毛作を10a以上の面積で行った場合、作付け面積に応じて助成 |
| 2 | 二毛作助成 (麦, 飼料作物) | 2 | 15,000 | 麦・飼料作物 (二毛作) | 「主食用米あと戦略作物」又は「戦略作物同士」の二毛作を10a以上の面積で行った場合、作付け面積に応じて助成 |
| 3 | キャベツ新規・増反助成 | 1 | 25,000 | キャベツ | キャベツの増反又は新規で10a以上の場合、増加面積に応じて助成 |
| 4 | アスパラガス新規・増反助成 | 1 | 50,000 | アスパラガス | アスパラガスの増反又は新規で5a以上新植した場合、増加面積に対して助成 |
| 5 | 白ねぎ新規・増反助成 | 1 | 25,000 | 白ねぎ | 白ねぎを増反又は新規で10a以上栽培した場合、増加面積に対して助成 |
| 6 | ぶどう新規・増反助成 | 1 | 50,000 | ぶどう | ぶどうを増反又は新規で5a以上植栽した場合、増加面積に対して助成 |
| 7 | 野菜・花き・果樹助成 | 1 | 8,500 | 野菜・花き・ 果樹・その他 (県重点品目を除く) | 産直市、スーパーマーケット等に販売する野菜・花き・果樹・その他(県重点品目を除く)を作付けをした場合、作付面積に対して助成 |
| 8 | 契約野菜等助成 | 1 | 8,000 | 野菜・花き・ (県重点品目を除く) | 出荷時期・出荷量を定めた作付け前契約を5a以上行った場合、作付面積に対して助成 |
| 9 | 耕畜連携助成 | 3 | 13,000 | 飼料作物 粗飼料作物等 | 水田放牧：水田における牛の放牧の取組に対して助成。 資源循環：粗飼料生産水田への堆肥散布の取組に対して助成 |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。